第 PW-26001 号
2026 年 1 月 13 日
株式会社 野村工電社
品質情報管理室

株式会社野村工電社　産業用電動機整備・修理保証規約

１．　整備保証基準の目的

産業用電動機整備保証規約（以下「保証規約」という）は株式会社野村工電社（以下「弊社」という）が電動機の点検整備を実施した箇所について、点検・整備作業が原因で生じた不具合に対する整備保証の基準を示すことにより電動機の安定運転と安全を図るとともに電動機使用者（以下「発注者」）に対して適切な整備を提供することを目的とする。

２．　整備保証について

１）整備保証の対象となるもの及び保証期間

保証の対象は整備を実施した箇所限定とし、下記の条件のもと保証をいたします（整備後１年間保証）

・製造後１５年未満の電動機かつ弊社の推奨した整備（巻替含む）を実施し、完成検査に合格したもの

また保証は日本国内においてのみ有効とする。

２）整備保証の対象とならないもの

以下の状態による故障は保証の対象外とします。

・整備を実施していない箇所を起因とする故障
・弊社の完成検査にて合格点に至らなかったもの
・製造後１５年以上を経過した電動機※1
・銘板が無く製造年が不明の電動機
・レイヤーショートによる焼損※2
・弊社が推奨する整備（巻替含む）を実施しなかった電動機※3
・経年使用により機械的・電気的に劣化が進行している電動機
・自然災害により破損したもの
・不適切な使用や管理で損傷したもの

※１　製造後１５年あたりから電動機の絶縁を構成している樹脂やゴムなどが熱劣化・加水分解・振動などにより劣化が進む場合が多いため

※２　レイヤーショートを予知できる検査装置が存在しないため

※３　低圧電動機についてはＰＩ試験等により漏洩電流過多、キック現象等がある場合は巻替推奨となります。高圧電動機に関しては精密絶縁診断結果が良好でないものは巻替推奨とする

３．　整備保証の方法

（１）　弊社は整備保証の請求があった場合は当該不具合が点検・整備作業に起因するものか否かを速やかに判断し、整備作業に起因する不具合と判断したときは、当該不具合の整備を無償で行う。

４．　免責条項

（１）　免責条項の目的

整備に係るあらゆる責任を負担した場合はその責務に関する費用が整備価格に上乗せされることになり、合理的な価格設定が不可能になるため免責条項を設定し過大な責任を排除することで発注者・弊社ともに持続可能な取引を行うことを目的とする。

（２）　免責の内容

①　整備対象設備以外の損傷・損害

保証の対象は整備品本体のみに限定され負荷設備の損傷・損害は免責とする。

②　操業・設備取替に係る損害

操業不能や設備取替に係る損害は免責とする。

５．　保証規約改訂に関する条項

（１）改訂について

本基準は診断技術・絶縁材料の進歩などにより業界標準の品質管理基準に即さなくなった際は改訂できるものとする。

６．　その他

この基準に定められていない事項については都度協議とする。